

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第63号

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

相模原市立公民館条例(昭和39年相模原市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表大野中公民館の部に次のように加える。

星が丘公民館	大会議室	500円
	小会議室	100円
	料理実習室	200円
	和室	100円
	多目的室	200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第43号)第2条の規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第2第1号の表星が丘公民館の部に定める施設の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。